

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>（平成二十六年度の組合に対する補助金の特例等）</p> <p>第二条 平成二十六年度における法第七十三条の規定による補助金の額については、第五条第一項中「当該年度における次の」とあるのは「次の」と、同項第一号イ中「療養の給付」とあるのは「平成二十六年三月一日から平成二十七年二月二十八日までの間における療養の給付」と、同号ロ中「前期高齢者納付金」とあるのは「平成二十六年度における前期高齢者納付金」と、同条第二項中「当該年度」とあるのは「平成二十六年三月一日から平成二十七年二月二十八日までの間」とする。</p>	<p>（平成二十五年度の組合に対する補助金の特例等）</p> <p>第二条 平成二十五年度における法第七十三条の規定による補助金の額については、第五条第一項中「当該年度における次の」とあるのは「次の」と、同項第一号イ中「療養の給付」とあるのは「平成二十五年三月一日から平成二十六年二月二十八日までの間における療養の給付」と、同号ロ中「前期高齢者納付金」とあるのは「平成二十五年度における前期高齢者納付金」と、同条第二項中「当該年度」とあるのは「平成二十五年三月一日から平成二十六年二月二十八日までの間」とする。</p>
<p>2 平成二十六年度における法第七十三条の規定による補助金に関して前項の規定の適用がないものとして第五条の規定に基づき算定した額（同条第一項第一号イ及び第二号に掲げる部分の額に限る。）から、当該補助金に関して前項の規定により読み替えられた同条の規定に基づき算定した額（同条第一項第一号イ及び第二号に掲げる部分の額に限るものとし、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十四号）による改正前の附則第二条第二項の規定により平成二十六年度において補助することとされた額を除く。）を控除して得た額については、国は、各組合につき、平成二十七年度において補助するものとする。</p>	<p>2 平成二十五年度における法第七十三条の規定による補助金に関して前項の規定の適用がないものとして第五条の規定に基づき算定した額（同条第一項第一号イ及び第二号に掲げる部分の額に限る。）から、当該補助金に関して前項の規定により読み替えられた同条の規定に基づき算定した額（同条第一項第一号イ及び第二号に掲げる部分の額に限るものとし、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第六十九号）第一条の規定による改正前の附則第二条第二項の規定により平成二十五年度において補助することとされた額を除く。）を控除して得た額については、国は、各組合につき、平成二十六年度において補助するものとする。</p>